

# 農薬を正しく使用しなかったために、 当人はもちろん産地全体に大きな 影響を与えた実例です。

## あなたはこんなことをしていませんか？

事例	結果
A県産のいちごの残留農薬を検査したところ、食品衛生法の基準の8倍を超える殺虫剤成分を検出。	当該農協は部会員179名の全出荷を停止。出荷停止は6日に及び、損害額は約1億8千万円。1名の生産者が定植前に土壌混和する殺虫剤を定植後に水に溶かして施用していたことが判明。農協部会は当人に罰金を科すとともに、部会員資格を後継者に譲るよう事実上の引退を勧告。
J市の保健所がK県産のパセリの残留農薬を検査したところ、食品衛生法の基準値の1,600倍を超える殺虫剤成分を検出。	当該農協はパセリの全出荷を停止するとともに、出荷済みのパセリを回収。1名の生産者が適用外の農薬を間違えて散布したことが判明。この出荷停止等による推定損害額は約3千万円。当人はJAのパセリ部会を退会。
D県C農協の自主検査の結果、「さやいんげん」から適用外農薬を検出。	出荷済みのさやいんげんは自主回収、未収穫分は廃棄。報告を受けた県の立入検査により適用外農薬の使用が判明。「さやいんげん」と「いんげんまめ」が農薬使用上は別の対象作物（※）であることを認識せずに農薬を使用していたことが原因。
ぶどうにダニ剤を散布する際、2,000倍で希釈すべきところを勘違いして1,000倍で希釈して散布してしまった。	散布後に自分で気付いたことから、速やかに最寄りの普及Cに事実関係を報告して指導を求めた。収穫まで1か月以上期間があったため、収穫直前まで待ったうえで残留農薬分析を行い、基準値を超えていないと確認したうえで出荷した。当人は農取法違反で文書指導を受けた。
なすのミナミキイロアザミウマ防除に苦慮していたことから、既になすでの適用がなくなった殺虫剤を使用し、保健所の収去検査で検出。	残留基準違反の報道発表を受けて、JAは速やかに当人が出荷したなすを回収。さらに地区内のなす生産者全員の残留農薬分析を行い、基準超過がないことを確認し市場の荷受け拒否を回避。当人は周囲のなす生産者に迷惑をかけたとして、その年のなす栽培を打ち切った。
しその出荷前に農薬使用履歴のチェックをしたところ、適用外農薬の使用が発覚した。	出荷前であったため、しその栽培を打ち切り処分した。使用した農薬が多く、作物に登録があり、しそにも使用できるとの思い込みが原因。他の生産者でも同様の違反が確認されたことから、地域で徹底的な意識改革に取り組むこととなった。当人は農取法違反で文書指導を受けた。

※豆類は種実と未成熟で農薬の適用範囲が基本的に異なります。いんげんまめは種実、さやいんげんは未成熟です。